

令和6年8月16日

会員各位

近畿税理士会 和歌山支部

支部長 坂本 忠進

令和6年度拡大支部懇談会(R6.8.7開催)につきまして下記のとおりご報告いたします。 よろしくお願ひいたします。

令和6年8月7日

支 部 懇 談 会 資 料

【担当：総務課】

- 1 税理士業務の適正な運営の確保
 - ・ 「税理士関係法令等・Q & A」について
【掲載場所】「国税庁HP」「税の情報・手続・用紙」
「税理士に関する情報」「税理士関係法令等・Q & A」
- 2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）
 - 税務行政の将来像2023 -
(別添1「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」参照)
- 3 税務署窓口におけるオンライン手続きの利用について
 - ・ **用紙コーナーの廃止**
 - ・ 窓口に備え付けのPCによる用紙印刷・オンライン手続きの体験

1

1 税理士業務の適正な運営の確保

皆様には、日頃から税務行政にご協力いただくとともに、税理士業務についても適正に執行されており、改めてお礼申し上げます。さて、このお話をさせていただくのは、先月に国税庁のHPに、懲戒処分に付された税理士等が公表されたことに伴いまして、今一度注意喚起や、更なる綱紀の保持をお願いさせていただくために、スライドにあります資料をお知らせさせていただきます。こちらには、懲戒処分に対する考え方等が記載されておりますので、今一度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

別添資料P1をご覧ください。令和6年6月に発表された国税庁レポート2024において、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについて、取り組むこととしております。当局におきましては、納税者の利便性を向上させるべく、様々な施策を講じて、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するべく、e-Taxの利便性向上や周知広報に努めて参ります。しかしながら、これらを実現し、利便性を実感していただくためには、各企業の経理事務等のデジタル化は必要になってまいります。つきましては、皆様におかれましても、我々の目指す姿をご理解いただき、関与先に業務のデジタル化の推進をご提案していただくなどのご協力を賜りますようお願いいたします。

3 税務署窓口におけるオンライン手続きの利用について

先ほど申し上げましたとおり、当局としましては、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を実現するため、納税者の利便性の向上を図るとともに、来署者数の削減を図っているところであります。その一環として、各種オンライン手続きの一層の利用拡大を図るため、用紙コーナーを8月中に廃止いたします。

用紙の取得のため税務署に来署した納税者に対しては、ご自身のスマホ又は窓口に備え付けのパソコンを活用し、用紙をダウンロード又はパソコンから印刷していただくこととなります。先生方におかれましては、関与先の納税者に対して、周知していただくとともに、オンライン手続きの利用を勧奨していただくようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【担当：総務課】

4 租税教室の開催（予定を含む）について

（令和6年7月末現在）

区分	小学校	中学校	高等学校	合計
学校数	54 <small>校</small>	26 <small>校</small>	14 <small>校</small>	94 <small>校</small>
開催校数	21 47	1 3	0 2	22 52
開催回数	47 102 <small>回</small>	2 4 <small>回</small>	0 4 <small>回</small>	49 110 <small>回</small>
開催校割合	87.0 <small>%</small>	11.5 <small>%</small>	14.3 <small>%</small>	55.3 <small>%</small>

内書きは、近畿税理士会和歌山支部からの講師派遣である。

参考 令和5年度

開催校割合	和歌山	88.9 <small>%</small>	38.5 <small>%</small>	21.4 <small>%</small>	64.9 <small>%</small>
	大阪局	67.5	30.2	18.4	

2

4 令和6年度租税教室開催状況について

皆様方には、従前より租税教室への講師派遣について深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ご覧の表は、令和6年7月末現在において開催した学校及びこれから開催予定の学校数と開催回数であります。開催校数と開催回数の内書が皆様に講師派遣をしていただき数字になります。開催校数・回数ともに多くのご支援をいただき重ねて御礼を申し上げます。

これまでも、小学校を中心に講師派遣していただいたところではありますが、私どもとしては、まだまだ、開催割合の低い中学校の開催校の増加を積極的に行いたいと思っております。つきましては、中学校での開催校数が増えた際には、講師の派遣等について、ご協力をお願いいたします。

また、次代を担う子供たちに、税の大切さを伝えるためには、「租税教室」が一番の機会であると考えております。そのためには、皆様方におかれましては、教育関係者と接する機会等がございましたら、租税教室の勧奨をしていただくよう御協力の程よろしく申し上げます。その結果、租税教室の開催できる感触がございましたら、課長補佐の本多までご連絡よろしく申し上げます。

【担当：管理運営部門】

1 キャッシュレス納付の利用拡大について ダイレクト納付について

国税のキャッシュレス納付手続について、利用手順のマニュアルを掲載しています。▼詳細はこちら

また、YouTube「国税庁動画チャンネル」に、「はじめよう！ダイレクト納付！」と題して、ダイレクト納付に必要な事前手続とダイレクト納付の操作方法を分かりやすく説明した動画を全3本のシリーズで掲載していますので、是非ご覧ください。



(別紙2「自動ダイレクトリーフレット」参照)

3

キャッシュレス納付の利用拡大について、ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付など、税理士会支部懇談会におきましても機会あるごとに説明及び周知をさせていただいておりますが、今回は特に令和6年4月1日以降に法定納期限が到来する申告手続きについて利用が可能となった、自動ダイレクトについて説明いたします。

1 ダイレクト納付について

ダイレクト納付はe-Taxにより申告書を提出した後、事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落としにより国税を納付することが可能です。

令和6年4月以降、e-Taxで申告を行う際に、ダイレクト納付を行う旨の意思表示を行うことで、各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落としを行う「**自動ダイレクト**」が開始されているので、ご利用をお願いします。データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで法定納期限当日に自動的に忘れることなく口座引き落としによる納付ができる便利なダイレクト納付の方法です。

預貯金口座ごとにダイレクト納付利用届出書提出することで、複数の預貯金口座をご利用いただけるほか、予納も利用することが可能です。

個人の方については、**金融機関届出印の押印なしに、オンラインで**ダイレクト納付利用届出書を提出することが可能です。

地方税についても、地方税共通納税システムによるダイレクト納付が可能ですので、特に、毎月納期が訪れる個人住民税（特別徴収分）など、国税と併せてご利用をお願いします。

【担当：管理運営部門】

2 税務署窓口における相談体制

(別添3「国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！」参照)

3 窓口收受システムを利用した收受事務(試行)について

4

2 税務署窓口における相談体制

国税庁では、国税に関する相談について、来署せずとも自宅やオフィスから解決できる方法として、国税庁ホームページのタックスアンサーやチャットボット、電話相談センターをご用意しています。

なお、具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談については、従来より税務署において事前に予約を受けた上で、面接により対応することとしていますが、相談時間の確保及び来署者の待ち時間の削減のため、上記以外の相談についても、**面接による相談を希望される場合は、原則として事前に予約を受けた上で対応することとしております。** 税務署窓口における相談体制について、ご理解とご協力をお願いします。

3 窓口收受システムを利用した收受事務(試行)について

令和2年8月3日(月)以降、「窓口收受システム」を使用した收受事務の試行を実施しておりますが、こちらのシステムは、**令和6年12月27日をもって、試行を終了いたします。**

【担当：徴収部門】

1 関与先に対する期限内納付指導

令和6年分の所得税の予定納税1期分の納期限・口座振替日は、例年と異なり、令和6年9月30日（月）



5

1 期限内納付について

かねてよりのお願いで恐縮ですが、関与先に対して、中間申告や予定納税、確定申告等のお知らせとともに、期限内の納付を御指導いただくよう、お願いいたします。

特に、本年は、定額減税の影響で、所得税の予定納税1期分の納期限が9月30日となり、消費税及び地方消費税の中間申告分の口座振替日と重なりますので、御注意ください。

なお、期限内の納付が困難との申出があった場合には、早期に税務署（徴収担当）での納付相談を御指導いただくよう、併せてお願いいたします。

また、納付方法についても、是非、キャッシュレス納付の利用を推奨いただきますよう、お願いいたします。

キャッシュレス納付は非対面で、税務署の窓口や金融機関に出向くことなく、国税の納付を完了できます。

機会あるごとに関与先にキャッシュレス納付(ダイレクト納付・振替納税・インターネットバンキング・クレジットカード納付・スマホアプリ納付)の届出提出及び利用勧奨をお願いします。

【担当：徴収部門】

2 納付書の事前送付について

令和6年5月から、以下の方々に対する「消費税及び地方消費税」・「申告所得税及び復興特別所得税」・「法人税及び地方法人税」分の納付書の送付を取りやめています。

《事前送付を行わない方》

- e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
- e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方

ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキング等による納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

詳細はこちら



※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

6

2 納付書の事前送付に係るお知らせについて

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、令和6年5月以降、納付書の事前の送付を取りやめております。

国税の納付に際しては、先ほど説明も致しましたダイレクト納付や振替納税等など納付書を使用しない便利なキャッシュレス納付手段を多数ご用意しておりますので、しつこいようではございますが納付書の送付対象の見直しにご理解をいただきますとともに、この機会にぜひご利用いただきますようお願いいたします。

なお、納付書の交付を希望される場合は、お手数ですが所轄の税務署にご確認いただき、納付書の交付を依頼してください。

【担当：個人課税部門】

1 記帳指導及び記帳説明会の実施について

(1) 記帳指導

令和6年度は、会計ソフト方式及び個別指導方式による記帳指導を実施

(2) 記帳説明会

開催日時	令和6年10月22日(火) (午前の部) 10:00~12:00 (午後の部) 14:00~16:00
開催場所	和歌山地方合同庁舎 5階共用会議室2
備考	午前・午後2コマ

2 通年的なスマホ申告の勧奨について

通年的にマイナンバーカード方式によるスマホ申告をスタンダード化

7

1 記帳指導及び記帳説明会の実施について

令和6年度の記帳指導につきましては、会計ソフト方式及び個別指導方式により記帳指導を実施します。

会計ソフト方式とは、4回の記帳指導のうち、最初の2回について、記帳指導の受託者が講師としてオンデマンド配信し指導するというものです。

オンデマンド受講を確認した後、担当の先生にWeb会議方式もしくは臨戸での記帳指導を行っていただきます。

個別指導方式は従来の方式で、全4回臨戸もしくはWeb会議方式で担当の先生に行っていただきます。

今年度につきましては、昨年度と同程度の対象者を9人の先生に指導していただくこととなっております。

どうぞよろしく願いいたします。

次に記帳説明会ですが、令和6年10月22日(火)合同庁舎内会議室において、午前午後の2コマで和歌山納税協会と共催で開催する予定です。

講師の先生につきましては、鵜島副支部長に選任していただくようお願いしております。

2 通年的なスマホ申告の勧奨について

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現」という「税務行政の将来像2023」の考えにのっとりまして、確定申告期間中だけでなく、通常期の窓口相談においてもマイナンバーカード方式によるスマホ申告をスタンダード化しておりますので周知させていただきます。

【担当：資産課税部門】

1 相続税e-Taxの普及・定着に向けた取組

- ・ 次のとおり利便性が向上しています！

	項目	内容	実施時期
1	添付書類の削減	・ 登記事項証明書や預金残高証明書は提出不要	令5.1～
2	送信容量の拡大	・ 1回8MB 14MB・最大154MBまで送信可能	令5.5～
3	利用者識別番号の確認を簡素化	・ 「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号を電話で連絡	令5.6～

(別添4「税理士の皆さまへ 相続税e-Taxをご利用ください」参照)

2 相続税申告書第11表の様式改訂

- ・ 令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、第11表の様式を分割
(別添5「相続税申告書第11表の様式改訂」参照)

➤ ソフトウェア対応の影響を踏まえ、当面の間、旧様式の第11表の送信も可能

8

資産課税関係について、2点申し上げます。

1点目は「相続税e-Tax」についてです。別添のリーフレットをご覧ください。

相続税e-Taxは、先生方のご協力により、令和元年10月の導入以降、年々利用件数が増加しています。

また、先生方からのご意見等を踏まえ、徐々にではありますが、利便性も向上しています。

スライドに記載のとおり、「添付書類の削減」や「送信容量の拡大」、「利用者識別番号の確認の簡素化」など、少しでも使い勝手が良くなるよう努めてきたところです。

今後は、申告書控えへの收受日付印の押印見直しを契機として、一層のe-Taxの推進をよろしく申し上げます。

2点目は、「相続税申告書第11表の様式改訂」についてです。別添のリーフレットをご覧ください。

令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、相続財産の明細を記載する11表の様式が、4種類に分割されます。

記載イメージは、リーフレット裏面のとおりですが、会計ソフトの改修が必要であり、対応に期間を要する見込みのため、当面の間は、従来の様式による送信も可能としています。

ご負担をお掛けすることになり、大変申し訳ありませんが、適時のご対応をよろしく申し上げます。

【担当：法人課税部門】

- 1 ALL e-Taxの利用拡大に向けた取組
 - ・ 「法人税の電子申告は4社に3社がALL e-Taxです！！」
(別添6「法人税の電子申告は4社に3社ALL e-Taxです！！」参照)
- 2 インボイス制度の円滑な定着に向けた取組
 - ・ 登録要否を検討している免税事業者を対象とした個別相談会を月1回開催
(別添7「開催日程一覧表(登録要否相談会及びインボイス制度相談会)」参照)
- 3 源泉所得税(徴収高計算書)について
 - ・ e-Taxソフト(Web版)で作成・送信までが可能(ゼロ納付書対応)
(掲載場所)
「国税庁HP」 「e-Tax」 「よくある質問(Q&A)」
- 4 NISA口座の開設状況確認について
 - ・ e-Taxで開設状況を確認することが可能
(別添8「NISA口座の開設状況をe-Taxで確認できるようになりました！」参照)

9

平素から法人課税に関する事務に深いご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。法人課税等の関係について、4点ご説明させていただきます。

まず、1つ目は「ALL e-Taxの利用拡大に向けた取組」でございます。

先生方におかれましては、e-Taxによる申告書等の提出について、積極的にご利用いただいているところでございますが、国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、勘定科目内訳明細書や財務諸表などの添付書類について、PDF等の画像データではなく、文字及び数字データを送信いただく「ALL e-Tax」を推進しているところでございます。

令和5年度、法人のALL e-Taxの割合は全国で74.4%のところ、和歌山署におきましては、先生方のご尽力もあり、全国平均を上回っています。が、さらなる利用拡大に向け、皆様方の顧問先のうち「ALL e-Tax」に対応されていない方に対して、積極的な利用の勧奨をお願いさせていただきたいと思っております。

また、利用状況に応じ、個別勧奨をさせていただき予定としております。連絡させていただいた際には、ご理解・ご協力賜りますよう、お願いいたします。

2つ目は、インボイス制度の円滑な定着に向けた取組について説明いたします。

前事務年度におきましては、早期申請等のインボイス制度の円滑な導入について、先生方には多大なるご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、和歌山税務署におきましては、引き続き、登録要否を検討している免税事業者の方を対象とした個別相談の位置付けで、「登録要否相談会」を月1回開催しております。

開催日や事前予約等につきましては、国税庁HPに「開催日程一覧表」を掲載させていただきます。

8月につきましては、29日（木）の開催を予定しておりますが、事前予約制となっておりますので、1週間前の8月22日（木）までに電話にてご予約をお願いいたします。相談者1組当たり、1時間以内の個別相談という形で開催予定です。

3つ目は、源泉所得税の徴収高計算書についてです。

R6.5からWeb版の利用が可能となっております。

操作性が向上しており、大変便利です。是非ご利用ください。

4つ目は、税理士の皆様には直接的に関係はない事項となりますが、口座の開設状況について税務署に多くの問い合わせが来ている状況です。

これらはe-Taxで確認することができますので、ご案内いただけると幸いです。

最後に、項目には記載しておりませんが、定額減税制度に関するお礼とお知らせになります。6月から実施されました定額減税につきましても、先生方に多大なご協力をいただいたところでございます。ありがとうございます。

さて、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けている「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」でございますが、8月末までの設置となっておりますので、9月以降は電話相談センターでの対応となりますので、ご承知おき願いたいと思います。

以上、法人課税関係からの説明でございます。ありがとうございました。

【支部側議題】

令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととなりましたが、中小零細事業者は、金融機関から融資の際、確定申告書等の提出を要請されることが多いことから困惑しています。

収受日付印の押なつの代替手段として、個人事業者については e-Tax システムによる「申告書等情報取得サービス」が挙げられるのではないかと考えますが、まだその概要を理解していない会員が多いと感じています。

ご承知の通り、電子取引データの電子保存制度は、本来、令和4年1月に施行される予定でしたが、納税者の理解やシステム対応が進んでいないとして、施行が令和6年1月に延期されました。現場で納税者と接する税理士としては、新たな制度が導入される場合には、十分な説明と広報が必要であると考えます。

そこで、収受日付印の押なつ廃止に関連して、「申告書等情報取得サービス」の広報の手段とその他の代替手段をお教えください。

【回答】

1 「申告書等情報取得サービス」の広報について

「申告書等情報取得サービス」については、別添資料P15をご覧ください。これは、国税庁HPに掲載されているリーフレットで、署の窓口でも来署者に交付しているものになります。例えば、書面で申告した申告書等においても、パソコン又はスマートフォンにより閲覧・ダウンロードすることで、提出事実・提出年月日を確認できます。裏面に、スマートフォンによる操作方法がありますので、是非参考にしてください。

なお、当該見直しについては、決算期説明会等、各種説明会において、リーフレットを入れて説明するほか、令和6年1月以降、申告書等提出のために来署した全ての納税者に対して、リーフレットを手交して、説明するとともに、申告書等情報取得サービスなどの提出事実の確認手段についても必要に応じて説明しており、引き続き、幅広く周知していきたいと考えております。

2 「その他代替手段」について

オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」の他に

申告書等の閲覧サービスでの写真撮影

納税証明書の交付請求

保有個人情報の開示請求

などの手段がありますが、来署又は手数料が必要になるサービスですので、これらを必要としない「申告書等情報取得サービス」をお勧めします。

3 「金融機関への周知」について

国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直しについては事前に説明を行っております。とりわけ、令和7年1月以降は各種の事務において収受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めないようお願いしてきたところです。

なお、令和7年1月以降において、収受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種の機関を把握した場合に、国税当局から個別に説明を行うこととしております。

令和6年8月7日

懇談会資料
【別添】

国税庁では、令和3(2021)年6月に「[税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0](#)」(以下「将来像 2.0」といいます。))を公表し、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」といいます。))」に取り組んでいく方針を明確にしました。

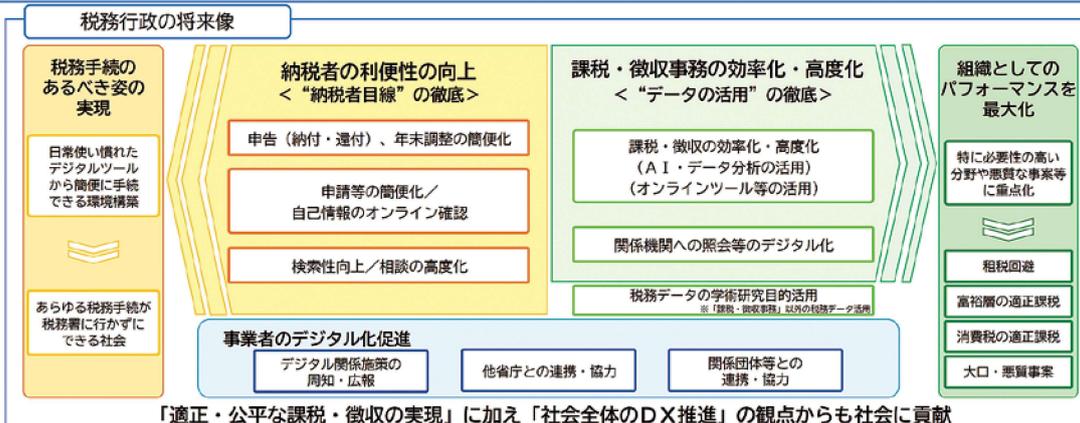
令和5(2023)年6月には、将来像 2.0を改定し、従前の「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、税務行政のDXを更に前に進めていくことを示しました(「[税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023](#)」)。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
ー税務行政の将来像 2023ー



税務行政のデジタル・トランスフォーメーション ー税務行政の将来像 2023ー

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し)に取り組めます。
 - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

1 納税者の利便性の向上

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール(スマートフォン、タブレット、パソコンなど)から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像(ペルソナ)を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討しています。

具体的な施策としては、「日本版記入済み申告書」(書かない確定申告)の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組んでいます。

2 課税・徴収の効率化・高度化等

データは、智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して(データの活用を前提として)事務を効率化・高度化しつつ、業務改革(BPR)にも取り組んでいくことが重要であると考えています。

このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大しています。

なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

3 事業者のデジタル化促進

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。

事業者が日頃行う事務処理(経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの)について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることに加え、経営の高度化に資することが期待されます。

このため、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいます。

経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の正確性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化推進に取り組んでいます。



令和6年4月から

源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

自動ダイレクト

が始まります!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。[🔗](#)
 2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

受付システムへの送信

以下の手続きを受付システムへ送信します。

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。 [自動ダイレクトとは](#)

私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234
1 引落日	令和6年5月10日
納付金額	1,000 円
引落口座	国税銀行 普通預金 1234567890123

フォルダ選択	受信通知の格納先フォルダ	フォルダ選択
	未選択(共通フォルダ)	<input type="button" value="フォルダ選択"/>

①チェックボックスにチェック！

②送信をクリック！

4 送信まで終わったら

自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落を行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。（口座引落しができなかった場合、延滞税等がかかる可能性があります）

※ 振替納税を利用されている方へ
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

③確認してクリック！

● 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。

● 納付日に自動引落し
法定納期限当日（又は翌取引日※）に、自動で口座から引き落とされます（操作は不要）。
※法定納期限当日に申告した場合

● 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは
こちらから



チャットボット
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、「電話相談センター」をご利用ください（裏面）



国税庁 法人番号7000012050002

(R5.5)

電話で解決 『電話相談センター』へつながります。



所轄の税務署へ 電話する



税務署の電話番号
はこちらから

電話相談センターを選択する

音声案内に従い、
「1」電話相談センターを選択

インボイス制度及び消費税の
軽減税率制度に関する一般的
なご質問は、「3」インボイス
コールセンターを選択する

相談内容を選択する

音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

※相談内容によっては、税務署へのご相談をお願いする場合がございます。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。



所轄の税務署へ電話して**音声案内「2」を選択**してください（「税務署」に繋がります。）。

（裏面）

税理士の皆さまへ

相続税 e-Tax をご利用ください

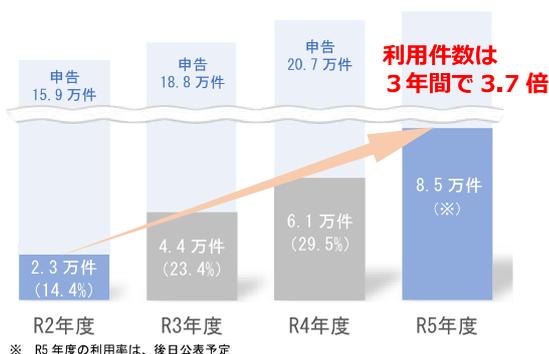


国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加

相続税 e-Tax の利用件数は増加 ~多くの方がメリットを享受~

【相続税 e-Tax の利用件数】



メリット① 24時間申告可能 (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に出向く必要がなく、郵送料・印刷代 (紙代) ・交通費を削減

メリット② 提出書類をデータ保存

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③ キャッシュレスによる納税もスムーズ!

利便性は年々向上

税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1~)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5~)

⇒ 最大 154MB まで送信可能 (1 回当たりの送信容量を 8 MB から 14MB に拡大)

利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6~)

⇒ 財産取得者 (相続人等) の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】

令和 7 年 1 月以降、e-Tax のマイページにおいて、過去に e-Tax 送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Tax のマイページでは、財産取得者本人が、e-Tax に登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

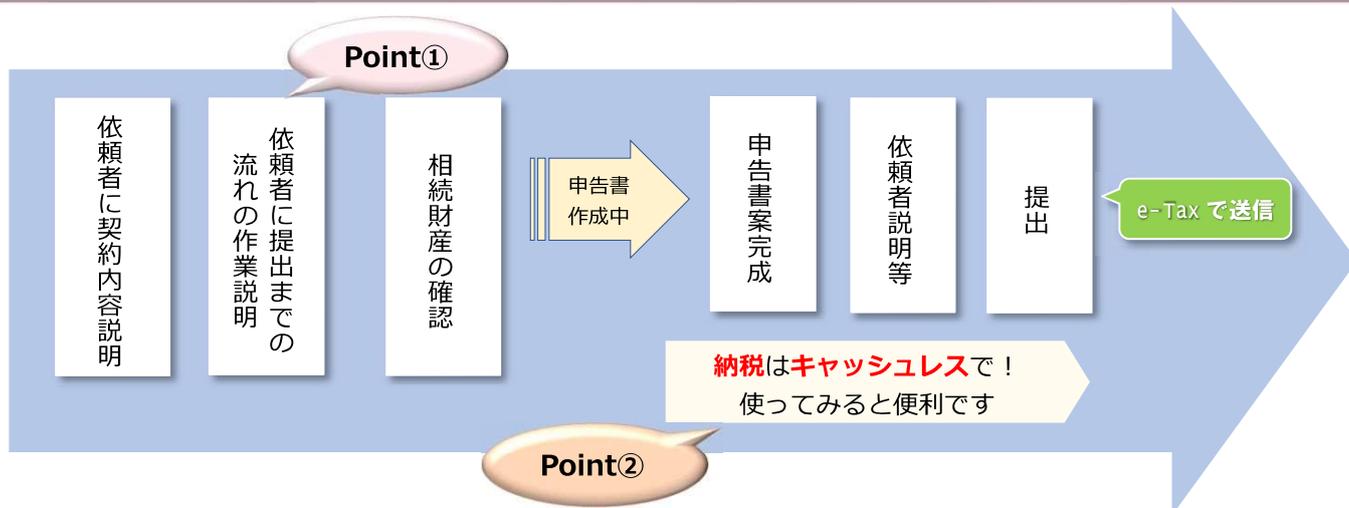
【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!

閲覧は
こちらから



申告・納税は e-Tax で 相続税申告書の作成から e-Tax 送信の流れ



Point①

まずは利用者識別番号を確認！

- (申告書を提出する) 財産取得者(相続人等) 全員の**利用者識別番号を確認**
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信



変更等届出書の詳細はこちら

Point②

申告書作成中に納税手続の準備

- **ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替) を利用するため、事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**
 - ※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
 - ※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。
 - ※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。



自動ダイレクトの詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

- ・現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(70 代以上)
- ・相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局(沖縄国税事務所を含む)・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和 7 年 1 月から書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。



申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律の通話料金)
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 (休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)



国税庁 法人番号 7000012050002

令和 6 年 4 月

令和6年1月以降相続開始分

相続税申告書第11表の様式改訂

【相続税がかかる財産の明細書】



概要

相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）については、不動産や預貯金、有価証券などの全ての財産で同じ様式を使用しておりましたが、令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、**各財産の種類別に所在場所や数量等の記載方法を明確化**し、申告書作成に当たっての利便性の向上を図ることを目的として、**相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）の様式を分割**するなどの改訂を行うこととしました。

～4種類の様式に分割し、合計表を追加～



相続税申告は「e-Tax」をご利用ください！

- 国税庁ホームページ内に、相続税e-Taxに関する情報を集約した「相続税e-Tax特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、e-Taxに関するFAQや、イメージデータで提出可能な添付書類など、相続税e-Taxを利用する際に参考となる情報を掲載しています。
- 令和6年分の相続税の申告については、第11表は旧様式（令和2年4月分以降）の送信も可能とすることといたしました。詳細は、相続税e-Tax特設サイトをご覧ください。

相続税e-Tax
特設サイト



改訂後の申告書イメージ

《第11表（合計表）》

相続税がかかる財産の合計表
(相続時特種清算税適用財産を除きます。)

被相続人の氏名

第11表(令和6年1月分以降適用)

この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を入力します。
なお、相続税がかかる財産(相続時特種清算税適用財産を除きます。以下同じです。)の明細については、財産の種類に応じて第11表の付表1から付表4に入力してください。

1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧
遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を入力します。

遺産の分割状況	分割の日	全部分割			一部分割			
		元号	年	月	日	元号	年	月
①全部分割								
②一部分割								
③全部未分割								

遺産取得者の一覧

項番	財産を取得した人の氏名	項番	財産を取得した人の氏名

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況にこの表を入力します。
2 「分割の日」欄は、遺産の分割又は一部について分割がなされている場合は、その分割の日を入力します。

2 取得財産の価額の合計表

財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額(円)	② 未分割財産の価額(円)	③ 取得財産の価額(円) (①+②)

(注) 1 「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「取得」欄に入力した番号を入力します。
2 「①分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に入力した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を入力します。
3 「②未分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「財産の明細」に入力した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人ごとの取得した金額(円)に応じて取得する人ごとの取得した金額を入力します。
4 「③取得財産の価額」欄の金額を第11表のその他の「取得財産の価額」欄に入力します。

遺産の分割状況や分割年月日、相続財産を取得した人の氏名の一覧を記載します。

相続財産を取得した人ごとに、取得した財産の価額の合計額を記載します。

《付表1（土地・家屋等用）》

相続税がかかる財産の明細書
(土地・家屋等用)

被相続人の氏名

第11表の付表1(令和6年1月分以降適用)

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時特種清算税適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を入力します。

項番	種別	備考	利用区分	国外	所在地		面積(m ²)	単価(円)又は倍率	取得した人の番号	取得財産の価額(円)
					土地	(注) 取得地				

《付表2（有価証券用）》

相続税がかかる財産の明細書
(有価証券用)

被相続人の氏名

第11表の付表2(令和6年1月分以降適用)

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時特種清算税適用財産を除きます。)のうち、有価証券の明細を入力します。

項番	種別	備考	銘柄	国外	数量	単価	為替(円)	取得した人の番号	取得財産の価額(円)

《付表3（現金・預貯金等用）》

相続税がかかる財産の明細書
(現金・預貯金等用)

被相続人の氏名

第11表の付表3(令和6年1月分以降適用)

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時特種清算税適用財産を除きます。)のうち、現金又は預貯金等の明細を入力します。

項番	種別	備考	利用区分	国外	所在地	数量	単価(円)	取得した人の番号	取得財産の価額(円)

《付表4（その他の財産用）》

相続税がかかる財産の明細書
(事業(農業)用財産・家屋用財産・その他の財産用)

被相続人の氏名

第11表の付表4(令和6年1月分以降適用)

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時特種清算税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家屋用財産又はその他の財産の明細を入力します。

項番	種別	備考	利用区分	国外	財産の名称等	数量	単価(円)	取得した人の番号	取得財産の価額(円)

※1 e-Taxのシステムリリース(11表の改訂対応)は、令和6年9月を予定しています。

※2 「申告書イメージ」は、e-Tax帳票の開発中のものであり、実際のものとは異なる場合があります。

法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

♪財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
 ♪勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」
に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」



Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

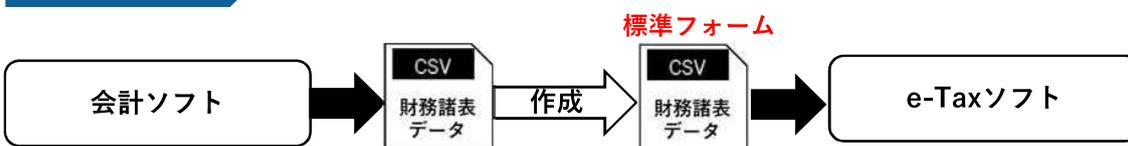
パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

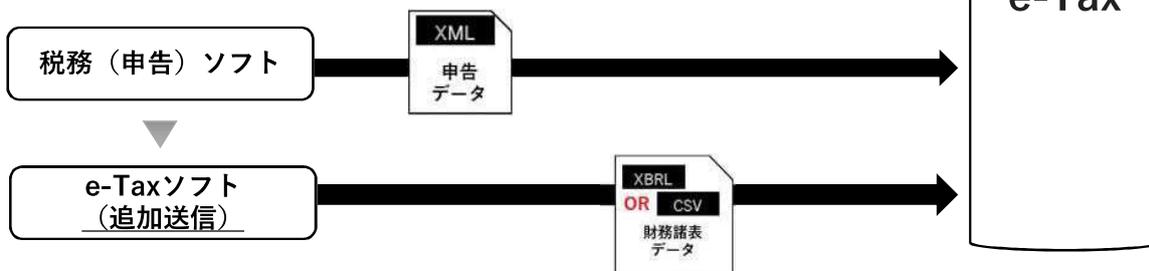


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信



開催日程一覧表(登録要否相談会及びインボイス制度相談会)

- 現在、開催が予定されている登録要否相談会及びインボイス制度相談会は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください。）。
- 「留意事項」欄に「要事前申込」と表示されている場合につきましては、該当の相談会の連絡先にお電話等で事前申込をお願いします。
なお、申込状況等により、ご希望に添えない可能性がありますことをあらかじめご了承ください。
- 事前申込の必要がない相談会につきましても、混雑の状況等により、参加いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 以下の実施日以外にも随時、相談予約を受け付けていますのでお気軽に最寄りの税務署にご連絡ください。

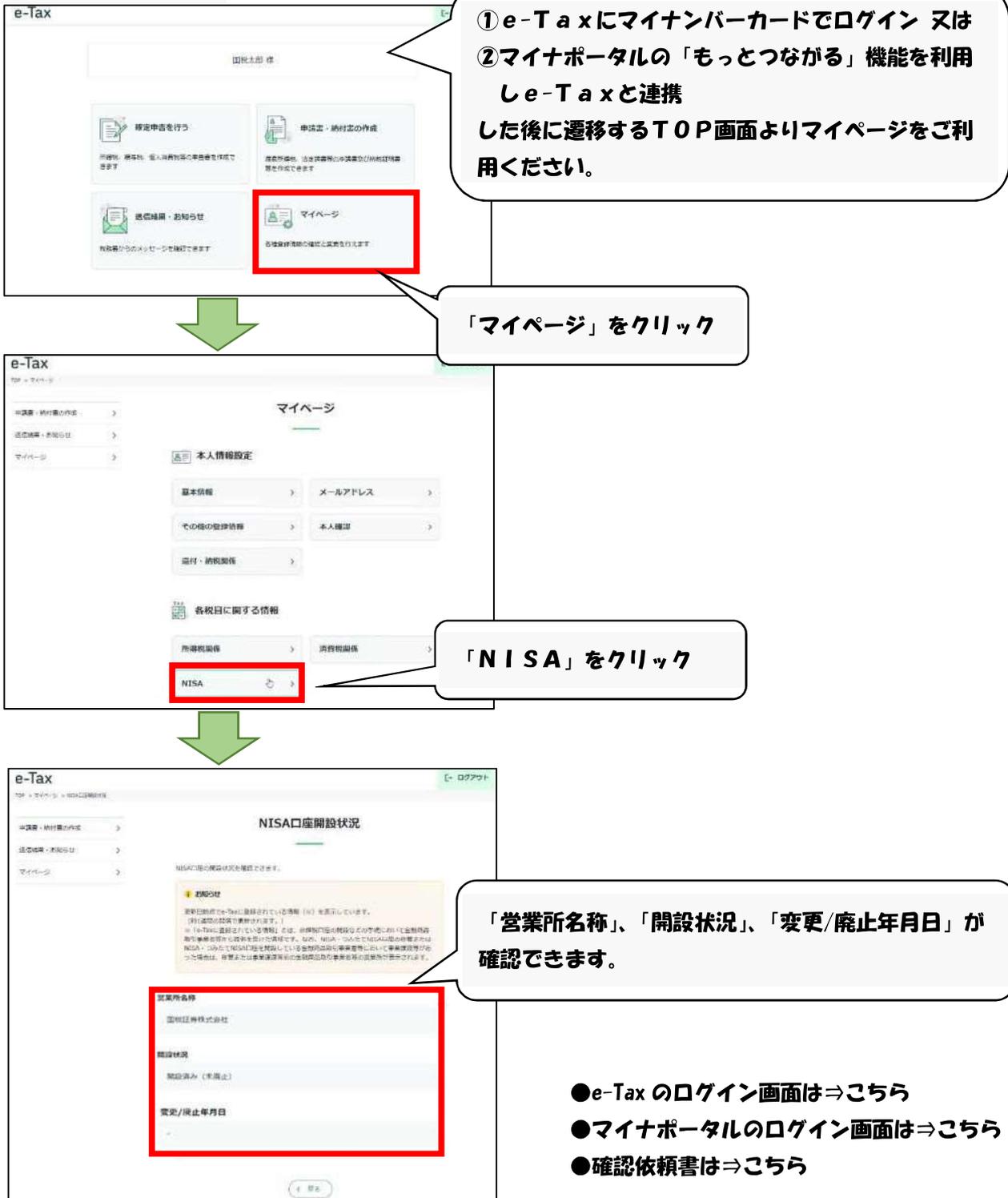
開催日時		主催者	開催場所	相談会等の名称等	留意事項	連絡先
年月日	時間		地番、建物名 部屋番号等			※代表電話の場合は、音声 ガイダンスに従って「2」を選 択してください。
R6.8.29	9:00～16:00	和歌山税務署	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎 和歌山税務署	<ul style="list-style-type: none"> 登録要否相談会 (個人事業者向け) インボイス制度相談会 (個人事業者向け) 	【要事前予約】 ・ 8月22日17時までにお電話で予約 願います。 ・ 相談者1組当たり1時間以内の個 別相談となります。	和歌山税務署 個人課税第1部門 (直通電話) (073-424-2144)
R6.8.29	9:00～16:00	和歌山税務署	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎 和歌山税務署	<ul style="list-style-type: none"> 登録要否相談会 (法人向け) インボイス制度相談会 (法人向け) 	【要事前予約】 ・ 8月22日17時までにお電話で予約 願います。 ・ 相談者1組当たり1時間以内の個 別相談となります。	和歌山税務署 法人課税第1部門 (直通電話) (073-424-2158)

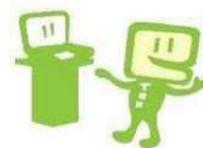
NISA口座の開設状況を e-Taxで確認できるようになりました！

これまでは、NISA口座をどの金融機関等に開設しているかわからず、開設状況を確認したいときは、税務署に行く必要がありましたが、令和5年5月22日以降は、e-Taxを使用することにより、投資家ご自身でNISA口座の開設状況を確認できるようになりました！

(注) 上記のNISA口座の開設状況を確認できる方は、e-Taxの利用者識別番号を所有している方であって、かつ、当該確認をするまでにマイナンバーを記載した申告書を税務署へ提出したことがある方となります。

【画面遷移イメージ】





紙で申告した方も e-Taxで**所得税申告書**等の PDFファイルを取得できます！



- メリット1
 お手持ちのパソコンやスマートフォンで**申請から取得まで**できます！
- メリット2
紙で申告した方もPDFファイルで取得できます！
- メリット3
 取得したPDFファイルの**ダウンロード・印刷**も可能です！
- メリット4
手数料はかかりません！

ステップ

1

パソコン又はスマートフォンでe-Taxにログインし、閲覧申請データを作成・送信します。

- ※ 書面又はe-Taxにより提出した**所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書**のうち、**直近3年分（令和2年分以降）**が対象となります。
- ※ **直近年分**の所得税の申告書等の申請は、**原則として翌年5月1日以降に可能**となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ※ 閲覧申請データの送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、**マイナンバーカードが必要**です。
- ※ 代理人や相続人の方はご利用できません。

2

e-TaxのメッセージボックスにPDFファイルが配信された後、閲覧・ダウンロードができます。

- ※ e-Taxのメッセージボックスの確認には、**マイナンバーカードが必要**です。
- ※ 申請から**PDFファイルの取得までには数日かかります**ので、あらかじめご了承ください。
- ※ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。



所得税申告書等をe-Taxで提出している方は、パソコンからe-Tax（Web版）にマイナンバーカード等でログインすることで、メッセージボックスの受信通知から申告書等のPDFファイルをダウンロードできますので、そちらもご活用ください。



国税庁 ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>



検索

スマートフォンによる操作手順（簡易版）
は裏面をご覧ください。

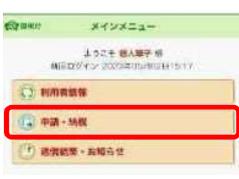
スマートフォンによるPDFファイルの申請・取得方法（簡易版）

- ◆ 書面又はe-Taxにより提出した所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び収支内訳書のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。
- ◆ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和4年分の申告書の場合、令和5年5月1日以降に申請可能）。
- ◆ ご利用には**マイナンバーカード**が必要です。
- ◆ 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。
- ◆ 代理人や相続人の方はご利用いただけません。

申請



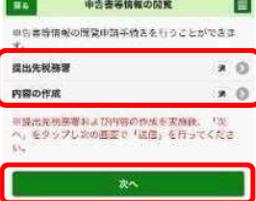
① マイナンバーカードでログイン



② 「申請・納税」を選択



③ 「所得税申告書等情報の閲覧」を選択



④ 提出先の税務署と内容の作成（申告書等の選択）を入力してから次の画面へ

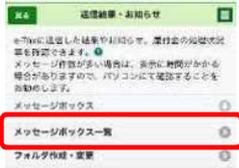


⑤ 電子署名を付与し、送信

ダウンロード



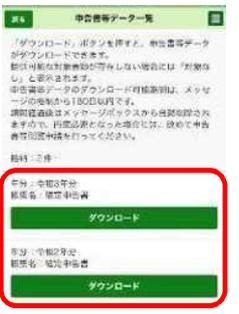
② 「送信結果・お知らせ」を選択



③ 「メッセージボックス」→「メッセージボックス一覧」を選択



④ 申告書等閲覧申請結果のメールを選択し、申告書等データ一覧へ



⑤ 格納されたデータをダウンロードできます

スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、[e-Taxホームページ](#)をご覧ください。
 また、スマートフォンからの利用手順については、インターネット番組「Web-TAX-TV」の「紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます」もご参照ください。



e-Taxに関する最新の情報をe-Taxホームページに掲載しています！

e-Taxホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



イータックス

検索

令和4年12月